平成２６年（フ）第１８３号
神奈川県横須賀市武３丁目５番17号　トラリューム第２アゼリア105
債務者　澤田奈緒美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１８９号
神奈川県横須賀市若宮台27番30号
債務者　丸山　健二
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２２０号
広島県福山市山手町６丁目28番８―101号
債務者　立石　貢一
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２９６号
神奈川県平塚市長持490番地の１　エクセルサソウ102号
債務者　小澤　佳子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４３３号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥６丁目７番地の６　加藤コーポ101号、住民票上の住所神奈川県足柄下郡湯河原町土肥６丁目７番地の６
債務者　吉澤久美子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１７２４号
愛知県東海市名和町下大廻間53―５　トルヴェール201、住民票上の住所滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺323番地
債務者　山本恵一郎
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６０４号
熊本市中央区帯山１丁目８番35号　シャインロード帯山208号、前住所熊本県菊池市泗水町豊水3717番地１　リバーサイド孔子103号
債務者　小林悠一郎
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５９７号
熊本市中央区大江６丁目26番９号　大江ビル401
債務者　田内　秀男
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６１６号
熊本県菊池郡大津町大字引水120番地５
債務者　今村　一成
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６１７号
熊本市中央区国府２丁目３番10号　エクセルハイツ国府204号
債務者　野口えりな
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０２号
山口県周南市遠石２丁目９番31号　水本ハイツＢ，101号
債務者　古奥美和子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１７４２号
愛知県知多郡武豊町字豊成１丁目104番地
債務者　早川　雅子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７８号
熊本市東区健軍３丁目24番23―501号　健軍グリーンハイツ、前住所福岡県小郡市希みが丘３丁目１番地38
債務者　河原久美子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１７９６号
東京都八王子市鑓水２丁目2722―９　パークヒルＢ102
債務者　西谷　香織
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８０２号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘３丁目６―14―102
債務者　田中　直臣
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８０４号
東京都墨田区墨田４丁目27―３―301
債務者　大谷　友紀
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部